平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、筑波大学山岳科学センター共同利用規程第4条の規定に基づき、筑波大学山岳科学センター(以下「MSC」という。)に共同利用運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、筑波大学山岳科学センター長(以下「センター長」という。)の諮問に応じ、MS Cにおける共同利用の実施に関し、次に掲げる重要事項を審議する。
 - (1) 山岳科学センターの菅平高原実験所、筑波実験林、八ヶ岳・川上演習林および井川演習林(以下「各ステーション」という。)の共同利用に係る事業計画に関すること
 - (2) 各ステーションの共同利用に係る公募に関すること。
 - (3) 各ステーションの共同利用の実施に関すること。
 - (4) その他各ステーションの共同利用に関し必要な事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第1号、第2号、第3号および第5号 の委員の総数は、委員会委員の総数の2分の1以下とする。
 - (1) センター長
 - (2) MSCの専任教員
 - (3) 筑波大学の専任教員(前号に掲げる者を除く。)のうちからセンター長が推薦する者
 - (4) 筑波大学以外の機関の者で、MSCの目的とする教育と同一分野の教育に従事する者
 - (5) その他センター長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

- 第4条 前条第2号から第5号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 前項の委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
 - 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は委員の過半数の出席により成立する。
 - 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、MSC事務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。